



2020年6月24日

各 位

会社名 ブラザー工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 一郎
(コード番号：6448 東証・名証 第1部)
問合せ先 CSR&コミュニケーション部長 出原 遠宏
(TEL：052-824-2072)

株価連動報酬制度（ファントムストック）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、日本国外に居住する外国籍の執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）の付与を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、継続的に、取締役および執行役員に対して 株式報酬型ストックオプションの付与を行ってまいりました。

今般、日本国外に居住する外国籍の執行役員を対象に、株式報酬型ストックオプションに代えて、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）を導入することといたしました。概要は次のとおりであります。

- ① 付与対象者 当社の執行役員のうち日本国非居住者かつ日本国籍を有しない者
- ② 付与時期 毎年の当社定時株主総会後の取締役会にて、当社執行役員に対する株式報酬型ストックオプションの付与に合わせて、付与対象者に対し、ファントムストックを付与することを決議したうえで、当該決議の日の翌月末までに付与します。
- ③ 付与の内容 当社の定める一定の基準に従い算定される数のファントムストックを付与します。
- ④ 権利行使期間 ファントムストックの権利行使は、株式報酬型ストックオプションと同様、当社および当社子会社ならびにそれらがその総株主の議決権の40%以上を有する会社の取締役、監査役、執行役員および理事のいずれの地位をも喪失した日の翌日より1年から起算して5年を経過する日までの間に限り行うことができます。
- ⑤ 支払い 付与対象者がファントムストックの権利を行使した場合は、行使対象のファントムストック数に権利行使日の当社株価を乗じた金額を現金にて付与対象者に支払います。支払いに際しては、株式報酬型ストックオプションにおける払込金額に相当する金額（1株当たり1円）等が控除されます。なお、当社が当社普通株式について剰余金の配当を行う場合であっても、ファントムストックについて配当金ないし配当金相当額の支払いは行われません。
- ⑥ その他 上記のほか、ファントムストックに関する詳細は、原則として株式報酬型ストックオプションの諸条件を準用することになりますが、具体的には当社の定める規則、および当社と付与対象者との間で締結するファントムストックの付与に関する契約において定めるものとします。

以上